

意見書案第10号

県が茨城県南水道企業団と交わしている契約水量を使用実態に合わせる事、及び県水の原価の引き下げを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年 9月 7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 細谷典男

〃 〃 金澤克仁

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 染谷和博

県が茨城県南水道企業団と交わしている契約水量を使用実態に合わせる事、及び県水の原価の引き下げを求める意見書（案）

水は、私たちの命の源であり市民生活に欠かせないものです。水道水の供給は、利用者に安全で安価な提供が求められます。しかし、現在の水道料金は高く重い負担となっています。

茨城県南水道企業団は、水道水を県から100%買って供給しています。2020年度の契約水量との差は8,771 m³（日量）で、差額の1億3,577万円（年）も県に払っています。使わない分の浄水費はそのまま利用者負担となり高い水道料金となっています。今後、人口減少や節水器具の普及で供給水量は更なる減少が予測され、その差はますます広がることが予測されます。そのため、契約水量を実態に合わせる事が早急に求められています。

一方、県の用水事業は毎年黒字を続けています。黒字分は利用者に還元すべきで、県水の値下げを行うべきです。よって、下記の事項が速やかに実施される事を求めます。

記

- 1 契約水量を実態に合わせ速やかに見直しすること。
- 2 県水の値下げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 9月17日

茨城県取手市議会

【提出先】 茨城県知事 茨城県公営企業管理者企業局長

意見書案第11号

重要土地利用規制法の廃止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年9月7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 細谷典男

〃 〃 根岸裕美子

重要土地利用規制法の廃止を求める意見書（案）

本年6月16日に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地利用規制法）が成立しました。この法律は、政府が安全保障上重要とする全国の米軍・自衛隊施設などの周辺と国境離島等に暮らす全住民を監視対象とし、土地・建物の利用を中止させることを可能にするものです。茨城県においても東海第二原発や百里基地をはじめ、原子力関係施設や自衛隊施設があります。

法律の内容は、内閣総理大臣は、米軍や自衛隊の施設・海上保安庁の施設・原発などの重要施設の周囲およそ1キロメートル内や国境近くの離島を「注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物の所有者や賃借人など全ての住民を調査することができます。その結果「重要施設」や「国境離島等の機能を阻害する行為」また「それらの明らかなおそれ」があれば、利用中止勧告・命令を行うことができ、従わない場合は懲役2年以下もしくは200万円以下の罰金を科すものとなっています。さらに「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物売買に事前の届け出を義務付けるというものです。

この法律の重大な問題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分を全て政府に白紙委任していることです。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で行うのか、「重要施設」や「国境離島等の機能を阻害する行為」また「それらの明らかなおそれ」をどのように判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか、具体的なことは法律に全く明記されておらず、政府の裁量任せになっています。

刑罰の威嚇の下で、基準の無い調査や規制は個人の尊厳を脅かすものとなります。思想・良心・表現の自由、プライバシー権、財産権などの人格を侵害するものに他なりません。この点から、日本弁護士連合会や第二東京弁護士会などでは、不明確かつ無限定な要件により刑罰を科すことは、罪刑法定主義に反し、基本的人権の侵害と言わざるを得ないことを指摘しています。

本来、法律は国民の権利を保障し守るためのものであるべきです。参議院内閣委員会に参考人として出席した馬奈木巖太郎弁護士からは「この法律は、政府に権限を与える行政命令のような内容になっている」と厳しい指摘がありました。さらに、与党推薦の参考人も「条文を読むだけでは様々な臆測が広がるおそれがあることを痛感した」と答弁したほどです。

憲法に定められた国民の基本的人権を侵害し不当に制約する法律「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地利用規制法）は直ちに廃止することを求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 9月17日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣

意見書案第12号

コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年 9月 7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 関戸 勇

コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書（案）

長期化するコロナ危機の中で、営業自粛による中小業者の経営危機や労働者の解雇などが広がり、戦後最悪の不況に見舞われています。収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」人たちが増えています。

全国で取り組まれている食料支援の取組やフードバンクには、学生や仕事と住まいを失い、食べることもままならない人々が多数訪れ、米をはじめとする食料の配布が歓迎されています。

その一方で、米をはじめとする農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しんでいます。米については需要減を理由に、史上最大の生産量の削減が実施されています。食べられない人々がいる一方で米を作らせない、こんな矛盾はありません。

アメリカは昨年、余剰になった農畜産物を買上げ、生活困窮者への食料支援に提供したのに続き、今年も低所得世帯やシングル家庭、貧困高齢者への食料配布補助など支援政策を強化しています。

日本では農林水産省が政府備蓄米を子ども食堂に無償提供していますが、「食育」の範囲の微々たる量に限られています。これではコロナ禍で苦しむ人々を救済することはできません。

今、コロナ禍の中で増えている生活困窮者への支援の拡充は急務となっています。

今こそ、政府の責任で行き場を失った農産物を、困窮する国民に提供する食料支援策を実施する時です。

よって、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を実施するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 9月17日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 農林水産大臣 文部科学大臣
経済産業大臣 厚生労働大臣

意見書案第13号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年9月7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 細谷典男

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

日本政府防衛省沖縄防衛局は、昨年4月に提出された「辺野古埋立設計変更申請書」において、この沖縄戦跡公園を含む、南部地区、特に糸満市米須地区や八重瀬町の山野の土砂を採掘して辺野古新基地建設の埋め立てに使用する計画を発表しました。

遺骨収集ボランティアの具志堅隆松氏は「戦没者の遺骨が混じり、血が染み込んだ土砂を使うことは人道上許されない」と訴えています。戦没者の遺骨を埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、「物言わぬ」戦没者を二度殺すような人の道に反する行為に他なりません。

日本政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定しました。戦没者の遺骨収集を国の責務とした2024年までの時限立法です。何よりも日本政府に求められているのは、この法律を遵守して、沖縄戦戦没者の遺骨を遺族にお返しすることであり、遺骨等を含む土砂を埋め立てに使うなどあってはなりません。

よって、取手市議会は、政府に対し、下記の事項を求めるものです。

記

- 1 悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 9月17日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣
国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

意見書案第14号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年 9月17日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 3年 9月17日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

意見書案第15号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年 9月17日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議會議員	岩澤	信
〃	〃	関川	翔
〃	〃	根岸	裕美子
〃	〃	落合	信太郎
〃	〃	石井	めぐみ
〃	〃	佐藤	隆治
〃	〃	赤羽	直一

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものであるため、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 9月17日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣
経済産業大臣 経済再生担当大臣